

令和7年3月19日

犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務  
登録事業者募集要項

1 業務名称

犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務（以下「ホームヘルプサービス」という。）

2 業務内容等に関する事項

（1）事業目的

この事業は、犯罪被害を受けたことにより、家事等を行うことに支障が生じている犯罪被害者等（以下、利用者という）に対して、ホームヘルパーの派遣を行うことにより、日常生活の安定を図ることを目的とする。

（2）業務内容等

利用者宅へホームヘルプサービス等を行うホームヘルパーを派遣する。

ホームヘルプサービス等の内容は次のとおりとする。

- ア 住宅の掃除及び整理整頓
- イ 衣類の洗濯
- ウ 調理
- エ 生活必需品の買物などの日常的な家事
- オ 病院等への通院の介助
- カ その他市長が必要と認める家事等援助

詳細については、別添「仕様書」を参照。

3 登録資格（応募資格）

本事業の登録事業者に応募する者は、次に掲げる条件の全てに該当すること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）令和4・5・6・7年度守口市入札参加有資格者名簿（物品等）に登録されていること。
- （3）守口市競争入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （4）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （5）公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- （6）ホームヘルプサービスの実績を6か月以上有すること。
- （7）上記（1）から（5）の条件を満たす団体同士の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- ① 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
- ② 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
- ③ 代表者とならない団体にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。  
なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
- ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

#### 4 応募手続き

##### （１）応募にかかる申請書類

- ① 登録事業者募集 参加申込書【様式１】
- ② ホームヘルプサービスの実績（６か月以上）がわかるもの。
- ③ 提供可能なサービス内容【様式２】
- ④ 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式３】
- ⑤ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

##### （２）申請書類の提出方法

上記（１）の必要書類を全て揃え、開庁日 17 時 30 分までに提出すること。

※市民生活部人権室へ必ず持参若しくは郵送すること。（「８ 担当課」参照）

#### 5 登録に関する事項

##### （１）登録について

提出された申請書類等をもとに、「３ 登録資格」を満たしているかどうかを審査し、審査結果を通知する。

審査の結果、要件を満たしていると認められた事業者については、「犯罪被害者等日常生活支援事業 ホームヘルプサービス業務登録事業者リスト（以下「リスト」という。）」に登録する。なお、リストの有効期間は令和 7 年 3 月 31 日までとする。

##### （２）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、登録審査の対象から除外する。

- ① 登録審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正行為があった場合

##### （３）審査結果の通知及び公表

審査結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに登録事業者としてリストに掲載する。

なお、審査結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「8 担当課」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

## 6 契約に関する事項

リストに登録する事業者及び契約事業者を選定する方法については応募順とし、利用申し出があったごとに順次、契約相手方として選定し、業務委託契約の締結を行い、本市指定日からホームヘルパーの派遣を行う。

また、契約事業者は業務委託契約締結後についても、契約期間が終了するまで、上記審査基準に定める要件を満たさなければならないものとする。

ただし、利用者からのホームヘルプサービス等利用の申し出時に、リストに登録された事業者について、事業者の指名があった場合は別に取り扱う。

### (1) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でない守口市が認めるときは、期間中であっても契約を解除する場合がある。この場合、登録事業者の損害に対しては、守口市は賠償しない。また、契約解除に伴う守口市への損害について、登録事業者に損害賠償を請求することがある。

### (2) 委託料（契約金額）

委託料は次の基準による単価契約とする。（消費税及び地方消費税 10%を含まない）

ホームヘルパー 1 人の派遣で 1 時間につき 3,000 円（交通費含む）とする。

### (3) 契約書案

別添参照

### (4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

### (5) 再委託について

受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

なお、再委託の相手方は、守口市競争入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者であってはならない。

### (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が守口市入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 7 その他注意事項

- (1) 申請書類の作成や提出等、本事業への応募にかかる費用は、応募する者の負担とする。
- (2) すべての提出物は返却しない。
- (3) 提出された書類は、「守口市情報公開条例（平成 26 年守口市条例第 6 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された申請書類は、登録事業者の審査にかかる用途以外に参加者に無断で使用しない。（守口市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (5) 参加申請書類について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。（ただし、本市が補正等を求める場合を除く。）
- (6) 応募後に守口市入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けた者の参加は無効とする。

8 担当課

〒570-8666 守口市京阪本通 2-5-5

守口市 市民生活部 人権市民相談課

（担当：塔本、乾口、岡田）

電 話：06-6992-1512

ファックス：06-6998-3603

電子メール：jinken@city.moriguchi.lg.jp